



SS活動通信 4月号

年間計画	4月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	7月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	10月	防犯対策・特殊詐欺防止	1月	20歳未満者飲酒・喫煙防止
	5月	SS活動の再確認	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

徹底しましょう! 「年齢確認」

お酒・たばこと成人向け雑誌

行動のポイント



年齢確認

20歳未満の人に「この店では買える」と思われないことが重要!

4月はお花見や歓送迎会などで飲酒・喫煙しようとする若者が増加するときです。20歳以上の年齢と確認ができない場合は販売をお断りしましょう。

◆年齢確認教育の徹底

20歳代(30歳位)と思われるお客様には必ず**証明書による年齢確認**を実施。



聞き入れない場合は**複数人**で対応する。応じないお客様には販売しない。



それでも納得されないお客様には**110番通報**で警察の協力を求める。



年齢確認実施中。20歳未満の方には酒類を販売しません。

◆年齢確認等告知物の掲出確認

ビール酒造組合「2019年春 STOP! 20歳未満飲酒キャンペーン」 ※POPは原則4月1日~30日(1ヶ月間) 掲示しましょう。

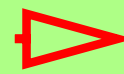
<年齢確認が出来る証明書> JFA統一ガイドライン (※いずれもコピー不可)
 運転免許証、個人番号カード(マイナンバー)※マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効)等
 ※写真なし証明書を提示された場合は、写真付きの証明書の提示を求めることができる。
 ※1999年(平成11年)生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。(成人向け雑誌は18歳以上です。)



【SS Topics】国税庁 年齢確認ポスターの掲示について

◆毎年4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

(強調月間終了後も、引き続き掲示するようにしましょう。)





←確認したら
サインしましょう
発行：2019年3月

